

| No. | 場面        | 質問内容   | 回答内容  |
|-----|-----------|--|---|
| 1   | 申請全般      | 押印が必要な書類はどれですか。  | 使用印鑑届兼委任状のみ押印が必要です。それ以外の書類については、押印不要です。   |
| 2   | 申請全般      | 電子申請はできますか。  | 年度途中の新規登録・業種等追加申請では電子申請はできません。登録申請書の交付請求を行い、郵送申請してください。   |
| 3   | 申請全般      | 直近1年度に業務(工事)の実績がありません。                                 | 提出する経審通知書の「完成工事高」の「2年平均」又は「3年平均」に実績があれば登録は可能です。   |
| 4   | 申請全般      | 申請を行ったが、審査の経過について知りたいです。                               | 審査の経過についてはお答えできません。<br>また、名簿登載通知の送付は行いませんので、各申請期間に応じた業者登録の始期以降に姫路市ホームページの入札参加資格者一覧からご確認ください。  |
| 5   | 申請全般      | 納税証明書は、いつ発行されたものが必要ですか。                                | 納税証明書の指定発行日は、各申請期間によって異なります。申請要領に記載していますので、ご確認ください。   |
| 6   | 申請全般      | 申請書類の送付方法の指定はありますか。レターパックや宅配便で送付してもいいですか。              | 申請書類等の送付方法に指定はありません。<br>なお、郵送申請時は姫路市に到達するまでに時間がかかるため、特に締切日直前に送付する場合は、到達日が確認できる方法で送付してください。<br>締切日以降に到達したものは受付できません。                     |
| 7   | 申請全般      | 経審通知書の最新分が届いていません。                                     | 最新の経審通知書での申請となりますので、各申請期間の末日において有効な経審通知書であれば、最新分の経審通知書でなくても受付可能です。必ず、手元に届いている最新の経審通知書の写しを提出してください。                                      |
| 8   | 申請全般      | 消せるボールペン(フリクション等)で記入してもいいですか？                          | 消せるボールペンの使用は不可です。<br>消せるボールペンで記入し、提出された場合、返却の上、締切日までに再度提出をお願いすることとなります。   |
| 9   | 申請全般      | 申請書の書き方がわかりません。  | 業者登録申請要領や記入例をご確認の上、記入してください。<br>記入内容で申請意思が確認できない場合、登録できない場合があります。   |
| 10  | 申請全般      | 申請書に誤った内容を記載してしまいました。訂正印は必要ですか。                        | 訂正印は不要です。二重線で訂正してください。  |
| 11  | 申請全般      | 役務提供について、業種等一覧に該当する業種がありません。「280 その他の役務提供」に登録すればいいですか。 | 「280 その他の役務提供」は例示されているもの以外は登録できません。該当する業種がわからない場合は、お問い合わせください。  |
| 12  | 新規申請      | 登記とは異なる住所を登録したい。                                       | 法人の業者登録の本店は、原則として登記上の住所での登録となります。<br>ただし、建設工事及び測量の業種に登録する場合は、それぞれの許可上の住所での登録となりますので、許可上の住所を記入してください。                                    |
| 13  | 新規申請      | 姫路市内に本店がある業者ですが、姫路市内の支店等に委任をしたいです。                     | 姫路市内に本店がある業者の委任は認めていません。  |
| 14  | 使用印鑑届兼委任状 | 受任者印がありません。会社印でもいいですか。                                 | 契約等に使用する印鑑であるため、受任者を表す印鑑が必要です。会社印は使用印鑑として認められません。<br>会社として受任印を作成していない場合、受任者個人の印鑑を使用してください。  |
| 15  | 関連企業申告書   | 関連企業がない場合、関連企業申告書を提出しなくてもいいですか。                        | 関連企業がない場合でも、「該当の有無」欄で「無」を選択して必ずご提出ください。   |
| 16  | 確定申告書     | 確定申告書に受付印がありません。どうしたらいいですか。                            | 税務署へ提出する申告書等について、令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押印が廃止されていますので、受付印のない確定申告書で問題ありません。ただし、税務署へ提出済みの申告書等の写しを提出してください。申告内容によっては、その他の書類提出を求める場合があります。 |